平成２１年（フ）第１８５２号
福井県小浜市青井10―66　シーパーク・アオイＢ１階105号室、住民票上の住所大阪府富田林市新青葉丘町１番７号
債務者　山崎　紀男
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
大阪府柏原市石川町６番45号
債務者　佐田俊一郎
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
大阪府藤井寺市岡１丁目11番６号
債務者　平野須美子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
大阪府富田林市加太３丁目２番20号　106
債務者　多宮　　淨
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
大阪府富田林市加太３丁目２番20号　106
債務者　多宮　藤子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
大阪府南河内郡太子町大字山田823番地の108
債務者　前田　珠美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
堺市堺区緑ヶ丘中町３丁１番７―305号
債務者　健康整体所こと　大谷　勇司
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
堺市堺区大浜中町２丁９番12号　サニーコート大浜203号
債務者　石田　良子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
大阪府羽曳野市古市４丁目２番25号
債務者　桑原　哲男
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
盛岡市緑が丘３丁目12番31号　ラ・コリンベルデ101号
債務者　岡田　広行
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２５号
岩手県岩手郡雫石町長山麓台久保１番地３　雫石雇用促進住宅１―308号
債務者　正木　賢司
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２７号
岩手県下閉伊郡山田町船越第10地割68番地
債務者　齊藤　弘道
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２８号
盛岡市箱清水１丁目２番14号　いなり荘102号、旧住所盛岡市小鳥沢２丁目６番14号
債務者　藤原裕美子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３１号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字上釜65番地１
債務者　武田　龍一
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３３号
盛岡市永井10地割182番地　キャッスル秋峰Ａ―201号
債務者　吉田　靖枝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６９号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字中二百苅194番地
債務者　佐藤けい子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
新潟県阿賀野市大室2139番地809
債務者　本間せつ子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで　新潟地方裁判所新発田支部